

教職員等による児童生徒性暴力等が
発生した場合の初動対応

東京都教育委員会

令和5年4月1日

目次

はじめに

- 1 本書の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 構成・・ 1
- 3 教職員等の児童・生徒に対する性暴力等発生時の対応・・・・・・・・ 3

I 教職員編

- 1 教職員の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 最小限の聴取り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 学校管理職等への報告等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 相談に来た時の様子の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 児童・生徒からの相談への対応例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (2) 児童・生徒から相談があった際に伝えてはいけない言葉・・ 8
 - (3) 教職員等による発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

II 学校管理職編

- 1 学校管理職の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 教育委員会への第一報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (2) 保護者への第一報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (3) 事案に応じた所轄警察署への通報や速やかな相談・・・・・・ 13
 - (4) 事実確認（学校単独で行う場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (5) 児童・生徒の保護・初期支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (6) 事実確認結果の報告等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (1) 保護者への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (2) 校内児童・生徒や周囲の教職員等への説明・・・・・・・・・・ 25
 - (3) SNS等によるトラブルの予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

III 教育委員会編

- 1 教育委員会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - (1) 専門家の協力を得た調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - (2) 過去の児童生徒性暴力等の相談に関する調査の調整・・・・・・ 26
 - (3) 告発義務の確実な履行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - (4) 児童相談所との調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2 東京都教育委員会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
 - (1) 専門家との調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
 - (2) 寄せられた相談の調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

IV 参考資料及び出典

V 資料

はじめに

1 本書の目的

児童・生徒を守り育てる立場にある教職員等が、立場や関係性を利用して児童・生徒に性暴力を行い、当該児童・生徒の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えることは断じてあってはならない。

令和4年4月に施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号。以下「法」という。）では、学校全体で教職員等による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見に取り組むとともに、児童・生徒が教職員等による性暴力を受けたと思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務があると定められている。

教育委員会及び学校は、児童・生徒等からの相談などにより教職員等からの性暴力の事実があると思われるときは、被害を受けた児童・生徒（以下「被害児童・生徒」という。）の負担に十分に配慮しつつ、警察等関係機関との間で、情報共有を図り、迅速に事案に対処するとともに、被害児童・生徒やその保護者に対して必要な保護及び支援を行っていかなければならない。

特に、児童・生徒に対する被害の深刻化や心身等への影響を最小限に抑えるためにも、初期の段階で適切に対応していくことが極めて重要である。教育委員会、学校、教職員等があらかじめ役割をしっかりと認識し、それぞれの対応方法や手順、事実確認など調査の実施方法、被害児童・生徒の保護、支援やこれらに関する留意事項を整理しておく必要がある。

都教育委員会では、こうした認識の下、教職員等による児童・生徒に対する性暴力等の事実があると思われる場合に、関係者がそれぞれの役割を迅速に果たし、適切な措置を行えるよう初動対応の方針を策定するものである。

2 構成

本書は「教職員編」「学校管理職編」「教育委員会編」の三章構成となっている。

法や教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する基本的な指針（令和4年3月18日付文部科学大臣決定。以下「指針」という。）に定められている「教育職員等」を「(学校管理職以外の)教職員」、「学校」を「学校管理職」、「学校の設置者」を「教育委員会」（地方公共団体又は学校法人と解釈すべき場合を除く。）と置き換え、それぞれの役割を整理した。

教職員編は、児童・生徒が日常的に教職員と接し、性暴力等の被害の相談を最初に受ける可能性が高いことから、被害児童・生徒から直接被害相談があった際の対応を記載している。

学校管理職編は、事実確認を中心とした対応を記載している。

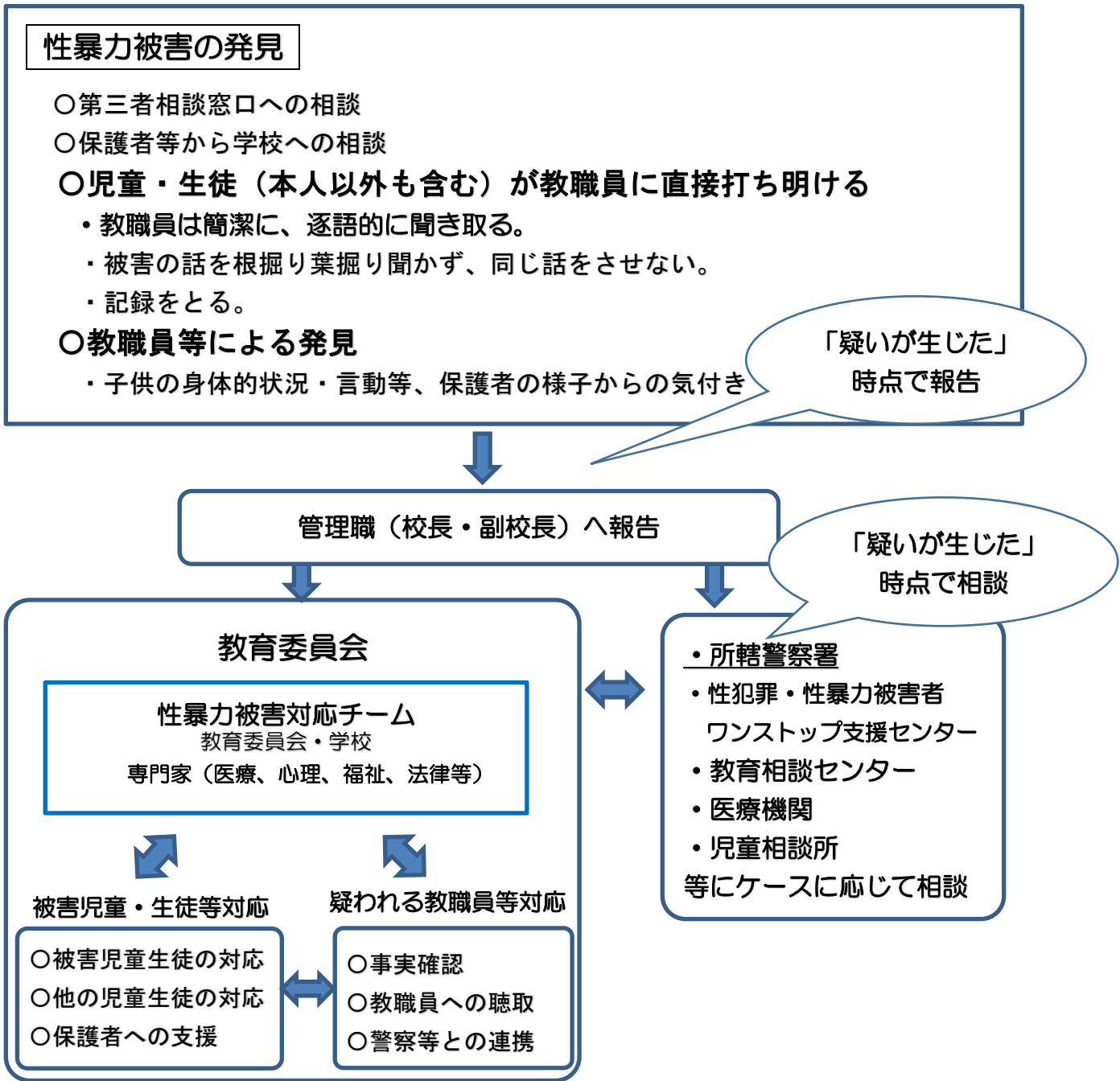
教育委員会編は、専門家による調査等、学校の支援における各種調整に関する対応を記載している。

なお、作成に当たっては、法及び指針を基本とし、出典にある各資料を参考にした。さらに、東京都教育委員会が委嘱している調査協力専門委員の多大なる御助力を得た。

※ 定義、表記について

幼児、児童と生徒の表記については、幼児、児童又は生徒という意味で用いる場合は「児童・生徒」とする。ただし、法第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」については、表記を「児童生徒性暴力等」としている。

3 教職員等の児童・生徒に対する性暴力等発生時の対応（全体像）



【基本的な考え方】

- 児童・生徒の人権を尊重し、安全の確保が最優先
- 先入観を持たず、迅速かつ慎重に報告・連絡・相談を徹底して組織的に対応
- 被害の深刻化を防ぐ上で必要があれば、児童生徒性暴力等を行った疑いのある教職員との接触を遮断
- 同性間であっても性暴力となることを認識

職員等の児童・生徒に対する性暴力等発生時の対応（時系列フロー）

性暴力被害の発見

- 第三者相談窓口等への相談（教育委員会経由）
- 保護者等から学校への相談
- 児童・生徒（本人以外も含む）が教職員に直接打ち明ける。（P5～9）
- 教職員等による発見（P9）

管理職（校長・副校長への報告）

学校管理職の対応

教育委員会（都教育委員会にあたっては学校経営支援センター）への第一報（P10～12）

- 警察に通報等をするべきか、専門家の協力を要請するべきかの相談

保護者への第一報（P13、24～25）

- 今後の対応の説明
- 被害届を出すか否かの確認

事案に応じた所轄警察署への通報や速やかな相談（P13～14、24～25）

- 犯罪であることが明らかなき場合は直ちに通報
- 犯罪に該当するか否か迷う事象が生じている場合は、ためらわずに相談

事実確認（P14～20、24～25）

- 客観証拠の確保
- 被害児童・生徒への聴き取り
- 性暴力が疑われる教職員等への聴取り

児童・生徒の保護・初期支援（P21～25）

- 被害児童・生徒と性暴力を行った教職員の接触の遮断
- 被害児童・生徒への初期支援対応

事実確認結果の報告等（P24～25）

- 犯罪に該当する事実が明らかになった場合は所轄警察署へ通報
- 教育委員会へ報告
- 保護者へ報告

教育委員会の対応

専門家の協力を得た調査（P26）

- 客観的な事実の確認
- 被害児童生徒の尊厳の保持
- 再発防止

告発義務の確実な履行（P27）

- 学校、警察機関との連携、弁護士への相談

児童相談所との調整（P27）

- 事案に応じて、学校・児童相談所と連携して対応

I 教職員編

本編の構成

1 教職員の役割

- (1) 最小限の聴取り
- (2) 学校管理職等への報告等
- (3) 相談に来た時の様子の記録

2 留意点

- (1) 児童・生徒からの相談への対応例
- (2) 児童・生徒から相談があった際に伝えてはいけない言葉
- (3) 教職員等による発見

1 教職員の役割

教職員は、勤務する学校に在籍する児童・生徒が教育職員等から性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。(法第 10 条)

教職員は、日常的に児童・生徒と接するため、児童・生徒から性暴力等の被害の相談を最初に受ける可能性が高い。「今日、児童・生徒から性暴力等の被害を相談されるかもしれない」という意識を持ち、自身の役割を事前に把握しておく必要がある。

また、教職員は日ごろから児童・生徒の身体的状況や言動のほか、保護者の様子に目を配り、気になる点、変わった点等がないか、把握することに努めなければならない。

(1) 最小限の聴取り

教職員が、児童・生徒から相談を受けたときに注意しなければならないのは、教職員等から児童・生徒に対する質問や確認は「いつ」「誰が」「誰に」「どうした」等、最小限の内容に留めることである。児童・生徒からの相談に誤った対応を行うと、無自覚に児童・生徒を傷つけ、精神的な二次被害が生じる可能性がある。また、児童・生徒は、大人の暗示にかかりやすい傾向があり、不用意な質問や確認は、記憶をゆがめるおそれがある。

児童・生徒に対する事実確認は、法第 18 条第 4 項で学校管理職、法第 19 条第 1 項で教育委員会の役割とされており、教職員が学校管理職の指示等を受けずに行うべきではない。教職員は、報告・連絡・相談を徹底し、組織として対応する。

児童・生徒から相談を受けたときに行う「最小限の聴取り」は、本章の「2 留意点」以下のイメージが参考となる。

(2) 学校管理職等への報告等

教職員は、児童・生徒から相談を受けた場合は、必ず学校管理職へ報告する。

なお、本書では、法第 18 条第 1 項及び第 2 項に規定する教育委員会又は警察への通報等は、学校管理職の役割として整理するが、学校管理職の不在時等にあつてはこの限りでなく、教職員は、教育委員会と相談して適切な措置をとる必要がある。(※1)

また、本書においては、捜査機関への告発については、学校管理職又は教育委員会における責務として整理するが、教職員による告発も法第 18 条第 3 項において認められていることに留意する。

※1 緊急避妊薬の投与について

児童・生徒から性交の被害の訴えがあつた場合は、72 時間以内に緊急避妊薬を投与する必要があるため、直ちに医療機関に連絡する。このとき、当然保護者にも連絡すべきだが、保護者の了解を得てからでないと医療機関に連絡をしてはならないわけではない。緊急避妊薬の投与は早ければ早いほど避妊の確率が高まることから、保護者と連絡がつかない場合の対応等は、医療機関と相談して、被害を受けたとされる児童・生徒の意思を確認するなど、安全に投与できるようにする。なお、厚生労働省のホームページにおいて、「緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関等一覧」が掲載されている(29 頁「IV 参考資料及び出典」参照)。

(3) 相談に来た時の様子の記録

教職員が児童・生徒から被害の相談を最初に受けたときの最も重要な責務は、記録の作成である。「いつ、どこで、どのように児童・生徒がやってきて、どのような状態(表情や声のトーン)で、誰が、誰に、どうしたか」を記録する。

記録は、児童・生徒から語られた言葉のまま正確に逐語的に記録する。例えば、「パンツの中に手を入れられて、割れ目を指で何度もなぞるようにこすられて、気持ち悪かった」と児童・生徒が申告した際に「下着に手を入れられて性器付近を触られた」と要約すべきではない。性的な表現は、慣れていないとぼかした言葉を用いてしまうことがあるが、児童・生徒が語ったとおり記録することが重要である。

2 留意点

児童・生徒から最初に被害を打ち明けられた際は、事情聴取のように根掘り葉掘り聞く必要はない。ただし、勇気をもって打ち明けた児童・生徒が、相談をないがしろにされたと感じないように、真摯に傾聴するとともに、相談内容を過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかつたりすることは、あつてはならない。児童生徒性暴力等の被害の聴取りは原則として同性が行うことが望ましいが、被害を受けたとされる児童・

生徒が直接打ち明けるということは、当該教職員との信頼関係があると考えられるため、最低限の聴取りは、同性か異性かを問わず、直接打ち明けられた者が行って差し支えない。

(1) 児童・生徒からの相談への対応例

児童・生徒 (Aさん)：ねえ先生、先生だけに教える。秘密にしてね。
教職員：どうしたの？
児童・生徒：〇〇先生からお尻をさわられたんだ。
教職員：お尻をさわられたんだ 誰が？(①)
児童・生徒：私
教職員：Aさんが〇〇先生からお尻を触られたんだね。お話ししてくれてどうもありがとう。(②) Aさんがお尻を触られたのはいつのこと？
児童・生徒：〇月〇日頃かな。
教職員：〇月〇日頃のことなんだね。：何時間目のこと？
児童・生徒：放課後
教職員：〇月〇日頃の放課後にどこでお尻を触られたの？
児童・生徒：教室
教職員：〇〇さんは〇月〇日頃の放課後に教室でお尻を触られたんだね？
〇〇先生からお尻を触られたのは1回だけ？それともたくさん？
児童・生徒：たくさん。〇〇先生には内緒にしてね。
教職員：〇〇先生には内緒にするね。とても大事なことから、校長先生やおうちの方と相談してもいいかな。(③)
児童・生徒：〇〇先生は怒られちゃうの？
教職員：〇〇先生は怒られちゃうかもしれないけれど、それはAさんのせいではないよ。話してくれてありがとう。他に心配なことがあるかな。(④)
児童・生徒：〇〇先生が学校にいるところわいな。
教職員：みんなでAさんを守るように頑張るからね(⑤)
またお話を聞かせてもらってもいいかもしれないけれど、Aさんが安心して学校に来られるよう一緒に考えさせてね。(⑥) もし何か先生たちにお問い合わせがあったら相談してね。(⑦)

(解説)

- ①児童・生徒が使った言葉をそのまま用いつつ、「誰が」の部分を確認する。
- ②被害を打ち明けた最初のころは、話してくれたことへの感謝を繰り返し述べる。
- ③児童・生徒が秘密にしてほしいと希望しても、共有する範囲を明確にし、共有することは伝える。
- ④どのような心配があるかを聞く。
- ⑤当該教職員等を排除することは現場では判断できないが、勇気を出して被害を打ち明けた児童・生徒が、教職員が相談に応じないと捉えてしまわぬよう、学校として対応してくことを伝える。
- ⑥今後事実確認が行われることについて同意を得るようにする。
- ⑦今後のニーズの把握をする。

(2) 児童・生徒から相談があった際に伝えてはいけない言葉

以下の言葉や質問は、教職員が児童生徒性暴力等の話を聞いた際、困惑や動揺、自責感などからよく起こる言葉かけや質問である。これらの言葉は無意識に出たものであっても、児童・生徒を傷つけることがある。聴取りを行う教職員は自身を落ち着かせ、被害児童・生徒を更に傷つけるような言葉かけをしないように心がける。

ア 児童・生徒を責めている（と受け取られかねない）言葉

- ①「あなたが誘ったのでは？」と伝えてはならない。
- ②「泣いてばかりでいなくて、ちゃんと説明して」と伝えてはならない。
- ③「さっきと話が違いますけど、どっちが本当なんですか？」と伝えてはならない。
→「落ち着いて、よく思い出してもう一度お話を聞かせてください」と言い換える。

イ 「なぜ？」と非難しているように聞こえる質問

- ①「どうして逃げなかったの？」と伝えてはならない。
→「逃げたらどうなると思いましたか？」と言い換える。
- ②「どうして付いて行ったの？」と伝えてはならない。
→「付いて行かなかったらどうなると思いましたか。」と言い換える。

ウ 被害を矮小化するなど、被害児童・生徒の心理を理解しない言葉

- ①「先生はこういう相談よく聞いて慣れているから恥ずかしがらずに話して」と伝えてはならない。
→被害児童・生徒にとっては初めて受ける性暴力で重大な出来事であるにもかかわらず、「教職員がこれまで対応したことがある事案と比べて大したことはないと思っているかもしれない」等と児童・生徒の誤解を招くおそれがある。
- ②「早く元気になりましょう」「つらいことは忘れましょう」と伝えてはならない。
- ③「辛いのはよくわかるよ」「時間が解決してくれる」と伝えてはならない。
→性暴力のことを忘れることができず早く元気になれるのであれば、それを最も願っているのは被害者児童・生徒本人である。教職員自身が不安や安心を得るための安易な励ましは、更に傷を深める。

エ 驚愕を示す言葉

- ①「本当なの？」と伝えてはならない。
- ②「どうして？」と伝えてはならない。
- ③「嘘でしょう？」と伝えてはならない。

オ 相談を拒絶する言葉・話を遮る言葉（態度）

- ①「〇〇先生に相談してください」「保護者に伝えてください」と伝えてはならない。
- ②「私では手に負えません」と伝えてはならない。

- ③「忙しいから後にして」「(複数回にわたる被害の聴取りにおいて) 時間がないから、次の話に行きましょう」と伝えてはならない。

カ 感情的な言葉(態度)・評価をする言葉

- ①「××先生のやったことは、絶対に許せない!!」と伝えてはならない。
②「(児童・生徒に対して) かわいそうだね」と伝えてはならない。

→児童生徒性暴力等の聴取りを行ったとき、教職員自身も、自身の生き方や価値観と向き合うことを余儀なくされることがある。そのとき、感情的になったり、児童・生徒の気持ちを勝手に決めつけたりせず、落ち着いた態度で穏やかな声でゆっくりと話を聴く。

キ 無責任な言葉(できない約束はしない)

- ①「〇〇先生は明日から学校に来ないよ」と伝えてはならない。
②「誰にも言わないよ」「先生だけの秘密にしておくから大丈夫だよ。」と伝えてはならない。
③「もうお話を聞くことはないよ」と伝えてはならない。

→このような言葉は児童・生徒を安心させたいという思いから発していることも多いが、曖昧な情報の提供はその後の不安や反応を強める。そのため、正確に伝えることができない情報を安易に伝えないよう心がける。

(3) 教職員等による発見

教職員は児童・生徒からの訴えだけでなく、日頃から児童・生徒の様子から被害を疑い、注意深く見守ることが必要となる。被害児童・生徒の行動には、性暴力被害を反映するような行動がみられることが知られている。例えば、年少児の「自分や他人の性器を触ろうとする」、「トイレをのぞこうとする」、「性に対して通常見られないような強い興味を示す」、「膝に乗りたがる、胸を触ろうとするなどの身体接触が目立つ」「抱っこした時、くつろがずに体をこすりつけたり興奮を示すような様子がみられる」といった行動は、普通の生活経験では体験しないような性的刺激や興奮を経験させられていることが疑われる。また、急な生活・行動面の様子の変化等の背景に性暴力被害が隠れていることがある。もちろんこうした行動が全て児童生徒性暴力被害と直結するものではないが、注意と観察が必要となる。

児童・生徒の問題行動はその表面に現れている行動や現象だけに注目するのではなく、なぜそうしたことが起こってきたのか、そこに至る生活経験、背景にある児童生徒の気持ち、悩みに留意し、注意深く児童・生徒の言葉を聴き取ること、児童・生徒をより深く理解しようとする心構えが重要となる。

II 学校管理職編

本編の構成

1 学校管理職の役割

- (1) 教育委員会への第一報
- (2) 保護者への第一報
- (3) 事案に応じた所轄警察署への通報や速やかな相談
- (4) 事実確認（学校単独で行う場合）
- (5) 児童・生徒の保護・初期支援
- (6) 事実確認結果の報告等

2 留意点

- (1) 保護者への対応
- (2) 校内児童・生徒や周囲の教職員等への説明
- (3) SNS 等によるトラブルの予防

1 学校管理職の役割

学校は、当該学校に在籍する児童・生徒が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。（法第9条）

法は、児童生徒性暴力等をした教職員等を二度と教壇には立たせないため、児童生徒性暴力等により免許状が失効し、又は取り上げられた者を特定免許状失効者等としている。特定免許状失効者欠格期間後の免許状の再授与審査においては、児童生徒性暴力等をしないことの蓋然性に係る検討が行われることを踏まえ、当該教職員が行った児童生徒性暴力等を適切に把握することが必要となる。学校管理職は、事案発生時の記録や報告を適切に作成することができる資質・能力も求められている。

学校管理職はその責任を自覚し、自身は当然の事、部下である教職員等を加害者・傍観者にしないよう、知識や見識を深めることが必要である。

(1) 教育委員会への第一報

学校管理職は、所属の教職員等から自校の児童・生徒が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けた疑いがある報告を受けたときは、直ちに所管の教育委員会に報告する。

このとき、学校管理職は、事実確認のために児童・生徒への聴取りを行う必要がある場合に、第一報の時点で把握した情報を基に以下の対応策を検討し、12頁を参照の上、どのように聴取りを行うべきか教育委員会と相談する。

ア 所轄警察署による聴取りに委ねるべき場合

法第2条第3項第1号から第4号までに列挙される事由が明らかであり、又は疑わしいときは、所轄警察署による聴取りに委ねる。

これらの行為は犯罪であり、証拠の速やかな確保や供述の汚染を防ぐ観点から、直ちに所轄警察署に相談・通報することを報告する。(1(3)「所轄警察署への通報や速やかな相談」を参照すること。)

法第2条第3項各号に列挙された事由のうち犯罪に該当するもの
性交、性交類似行為(第3項第1号)、わいせつな行為(第3項第2号)
児童ポルノ法違反(第3項第3号)
プライベートゾーンへの接触(第3項第4号イ)、盗撮(第3項第4号ロ)

イ 専門家の協力を得て聴取りを行うべき場合

法第2条第3項第5号の「児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるもの」や校内の人員で児童・生徒への聴取りを行うことに課題があるとき(12頁中央及び同頁右欄の類型)は、専門家の協力を得て聴取りを行う。

これらの場合は、所管の教育委員会に、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得られるよう調整を依頼し、教育委員会と学校が合同で事実確認と調査を行う。

なお、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者として、指針では医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、警察官経験者、学識経験者等が挙げられている。

ウ 学校内の体制で聴取りを行うことが可能な場合

児童・生徒や保護者からの相談の中には、警察に相談・通報したり、専門家の協力を得て聴取りを行ったりするまでもなく、学校内の体制で対応を行うことが相当である場合も少なくない。法には規定されていないが不適切指導として懲戒処分の対象となる可能性があり、又は指導の対象となりうる行為や言動に関する相談は、内容を過小評価することなく、真摯に対応しなければならない(12頁右欄を参照)。教育委員会と相談の上、学校内の人員で対応できると考えられる際は、迅速に事実確認し、被害の深刻化を防ぐことが望ましい。

(参考)

分類	法第2条第3項各号に列挙される「児童生徒性暴力等」		児童生徒性暴力等とはいえないが、不適切な指導として懲戒処分の対象となる可能性があり、又は指導の対象(※2)となりうるもの
	犯罪に該当するもの	犯罪には該当しないが懲戒処分の対象(※2)となるもの	
行為態様	<ul style="list-style-type: none"> ・性交、性交類似行為(第3項第1号) ・わいせつな行為(第3項第2号) (自身の性的部位に触らせることも含む。) ・児童ポルノ法違反(第3項第3号) ・プライベートゾーンへの接触(第3項第4号イ)、盗撮(第3項第4号ロ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の性的羞恥心を害する言動で心身に有害なもの(第3項第5号) 悪質なセクシュアル・ハラスメント等 児童・生徒を不快にさせる性的な言動 口頭での発言に限らず、SNSや電子メールのやり取りも含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・好意を伝えられた。 ・プライベートゾーン<u>以外</u>への不要な接触 ・距離が近い。 ・私的なSNSのやり取りをしようとする。 ・じろじろ見られる。 ・二人きりになろうとする。 等
聴取りの進め方	<p>警察と連携して行う。</p> <p>ただし、上記の行為に該当しても、18歳以上の生徒と同意のもと行われた行為については、<u>所轄警察署と相談・確認の上</u>、「犯罪には該当しないが懲戒処分の対象(※2)となるもの」として対応する。</p>	<p>専門家と連携して行う。</p> <p>【専門家の協力を仰ぐべき例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児期や小学校低学年、障害等により、自分が受けた行為が児童生徒性暴力等であると認識できていない可能性があるとき(医師、心理士、社会福祉士、弁護士) ・心身の不調を訴えているとき(医師、心理士) ・保護者に秘密にしてほしいと希望した場合(心理士、社会福祉士) ・学校に来ることを怖がり、学校外での聴取りを望む場合(心理士) ・児童・生徒や保護者からの不信感が強く、学校関係者による聴取りを拒絶する場合(心理士・社会福祉士、弁護士) 等 	<p>学校において行う。</p> <p>ただし、校内の人員で児童・生徒への聴取りを行うことに課題があるときは、法第2条第3項各号に列挙する事項の「犯罪には該当しないが懲戒処分の対象(※2)となるもの」として対応する。</p>

※2 教職員の主な非行に対する標準的な処分量定において、懲戒処分の対象となるものをいう。

(2) 保護者への第一報

学校管理職は、児童・生徒の保護者に報告を行う。第一報段階での学校からのアクションは保護者にとって重要であり、「2 留意点(1)保護者への対応」を参照の上、学校側の対応者を一本化することや、児童・生徒本人の意向に沿った開示方法を採用など、事実確認を行っていくことを事前に説明しておく。

また、学校管理職は、児童・生徒の保護者が所轄警察署に被害届を提出するか確認する。保護者が被害届を提出しないときは、教育委員会に状況を報告し、対応を所轄警察署に相談する。

なお、最初の聴取りの段階で児童・生徒自身が保護者には秘密にしてほしいと希望する場合、その心情の背景にある事情に配慮して対応する。場合によってはこの段階で、心理や福祉の専門家に協力を求めて助言を得る。

(3) 事案に応じた所轄警察署への通報や速やかな相談

法においては、犯罪の疑いがあると思われるときは、教育委員会への報告と並行して、速やかに、所轄警察署に通報しなければならない旨が規定されている。(法第 18 条第 1 項及び第 2 項)。

また、児童・生徒等からの相談に応じる者が公務員である場合であって、犯罪があると思われるときは、刑事訴訟法の定めるところにより告発をしなければならない(法第 18 条第 3 項)。そのため、学校の管理職において、教育委員会への相談や警察機関等と連携し、当該事案が犯罪に当たるかについて適切に判断を行った上で、告発を遺漏なく行うことが必要となる。

ア 直ちに所轄警察署へ通報する場合

学校管理職は、自校の児童・生徒が教職員等から法第 2 条第 3 項各号に掲げる行為のうち犯罪に該当するもの又はその疑いがあるものを受けたと申告を受けた場合は、同性間による行為であっても、冗談やコミュニケーションの延長として捉えず、必ず所轄警察署に通報する。

法第 2 条第 3 項各号に列举された事由のうち犯罪に該当するもの
性交、性交類似行為 (第 3 項第 1 号)、わいせつな行為 (第 3 項第 2 号)
児童ポルノ法違反 (第 3 項第 3 号)
プライベートゾーンへの接触 (第 3 項第 4 号イ)、盗撮 (第 3 項第 4 号ロ)

司法機関による児童・生徒への聴取りと、学校による児童・生徒への聴取りが重なることで、児童・生徒の心理的負担が大きくなるおそれがあるため、学校管理職

は、聴取り等の事実確認の進め方を所轄警察署と相談し、児童・生徒への聴取りを司法機関に委ねることも検討する。

また、学校管理職は、教職員が逮捕された場合には、処分等に向けた情報が得られるよう、所轄警察署や検察官等の関係者に連絡先を伝え、当該教職員と面会して事情を聴く機会を確保できるようにする。司法機関から必ず情報提供を受けられるとは限らないが、学校が当該教職員の状況を把握できず、被害を受けたとされる児童・生徒に接触してしまうことを避けるためにも、保釈や勾留期間、釈放といった司法手続のタイミングを可能な限り把握することに努める。

イ 速やかに所轄警察署へ相談すべき場合

学校管理職は、校内で起こったおよそ全ての出来事を所轄警察署へ通報し、又は相談する必要はないが、犯罪か否か判断に迷う事案が生じているのであれば、まずは所轄警察署に相談する。特に、被害を受けたとされる児童・生徒の心情をおもんばかることや、保護者が被害届を出したくない意向があるとき等は、その迷いは強くなる。このようなときは、その「迷い」を含め、今後の対応について所轄警察署と相談する。初動の遅れは児童・生徒の心に致命的な傷を残すリスクが高まるため、相談することをためらってはならない。

相談の結果、司法機関による聴取りではなく、まずは学校で事実確認をすることとなった場合は、(4)の手順により、事実を確認する。事実確認の過程で、犯罪となる事実が明らかになったときは、学校管理職は、教育委員会への報告や所轄警察署への通報を行う。

(4) 事実確認（学校単独で行う場合）

学校管理職は、児童・生徒の人権及び特性に配慮し、名誉及び尊厳を害しないよう注意しながら事実確認を行う。事実確認は原則として次のアからエまでの順で行う。

ア 客観的な証拠の収集

(ア) 校内の防犯カメラや写真、録音等の直接的な証拠

これらの証拠が確保できた場合には、(4)イ及び(4)ウを省略し、「エ 児童生徒性暴力等をしたことが疑われる教職員等への聴取り」に進んでもよい。

(イ) SNSの投稿やメッセージアプリ、メールのやり取り

被害児童・生徒本人ではなく、保護者や友人から提供される場合もある。スクリーンショットやテキスト化により保全する。

(ウ) 服務上の記録等

当該教職員の出退勤履歴や被害が特定の部屋で起こっていることが分かった場合には、機械警備の解錠・施錠の記録や鍵の管理状況を確認する。

イ 第三者供述の収集

学校管理職は、児童生徒性暴力等をしたことが疑われる教職員等に関する情報を同僚教職員等から収集する。同僚教職員等の範囲としては、養護教諭や学年主任のほか、当該教職員等を指導する先輩、指導を仰ぐ後輩の意見を聴くことも検討する。

学校管理職は、情報収集に際し、同僚教職員等に対して被害を受けたとされる児童・生徒のプライバシーに配慮するよう伝えとともに、必ず守秘義務（地方公務員法第36条）を課す。

なお、当該教職員等が同僚教職員等から「優秀である」という評価を受けていることや、保護者からの「児童・生徒のために一生懸命である」という評判は聴き取る必要はなく、客観的な事実のみ確認を行う。

【参考：情報共有の範囲や共有事項の例】

以下の情報共有については被害児童・生徒及び保護者に説明の上、行う。

時点	情報共有の範囲	
	事実確認に携わる一部の教職員等	児童生徒性暴力等をしたことが疑われる教職員以外の全教職員
事実確認が行われている時点（※3）	○被害を受けたとされる児童・生徒の名前、配慮事項 ○児童生徒性暴力等を行ったことが疑われる教職員等の名前や被害内容	○被害を受けたとされる児童・生徒の名前、配慮事項 △児童生徒性暴力等をしたことが疑われる教職員等の名前 ×被害内容
事実確認後、又は逮捕や報道により明らかになっているとき	○被害児童・生徒の名前、配慮事項 ○児童生徒性暴力等をした教職員の名前や被害内容	

※3 事実確認中であっても、児童・生徒が傷つき、緊急で保護しなければならない場合は、教職員と不用意に接触して被害が深刻化することを防ぐため、必要な情報を取捨選択の上、共有する。被害を受けたとされる児童・生徒のプライバシー保護が必要であるため、他の児童・生徒や保護者の間で「うわさ」が広がらないよう配慮する。

ウ 被害児童・生徒からの聴取り

この聴取りは「I 教職員編」の聴取りと異なり、情報の収集が目標である。進路指導等の教育相談やカウンセリングとは区別して行うことが重要である。

(ア) 聴取りを行う者と立会（記録）を行う者の人選

学校管理職は、自ら又は養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他の児童・生徒の話を客観的に聴くことができる者と立会（記録）者を人選し、被害を受けたとされる児童・生徒から聴取りを行う。

例えば、児童・生徒が信頼している教職員や日頃からよく接する者は、児童・生徒が当該教職員の顔色を伺うなど真実を話せなくなるおそれがある。そのような場合の聴取りは、極力児童・生徒と面識や利害関係のない同性が行うのが望ましい。このとき、児童・生徒にとって安心できる大人から「あの人は信頼できる人だから安心して話していいんだよ」等、丁寧に紹介する。

他方、まったく面識がない第三者に対しても、言いにくいことを言えないと考える児童・生徒も想定される。児童・生徒の発達段階等により、面識のない者に対する任意の発言が期待できない場合には、当該児童・生徒が最初に被害を打ち明けた教職員等や信頼できる者が聴取りを行ったり、これらの者や保護者が同席したりするなどの工夫を行う。

つまり、事案が発生した状況、被害児童・生徒の属性により、適切な人選に努めることが重要である。

立会（記録）を行う者についても同様であるが、児童・生徒と利害関係のない者を人選した際は、聴取り開始前に、児童・生徒に当該立会（記録）者が何のために室内にいるかをきちんと説明して、納得してもらうことが大切である。

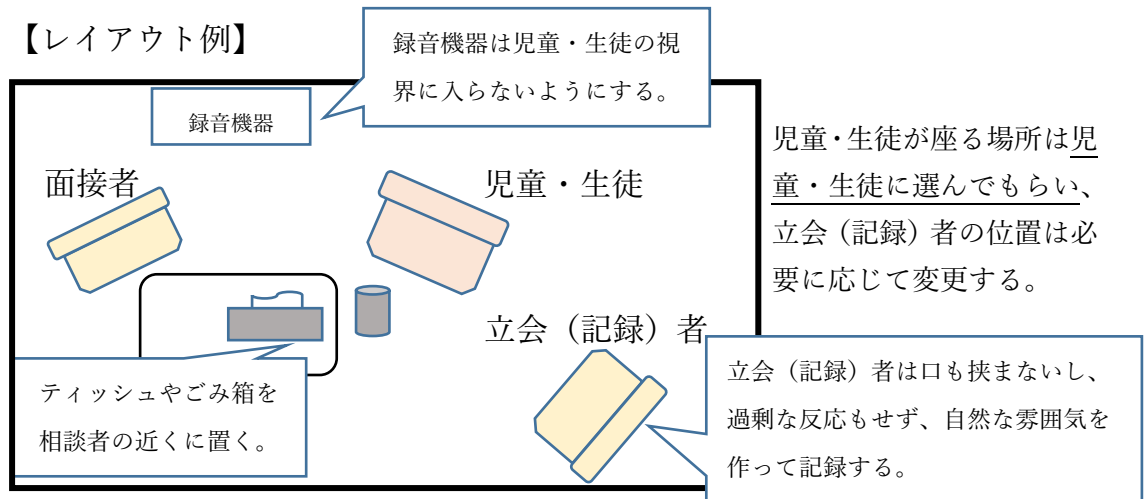
また、児童・生徒が被害内容を繰り返し何度も説明しなければならないような手続は避けるべきである。事実確認のような聴取り方を繰り返し行えば、トラウマ記憶を強化させ、心理的な負荷が大きくかかるため、聴取りを行う者は固定する。ただし、トラウマの話は、聴取りを行う者にも大きな負担がかかるため、他の業務を別の教職員等が担うなど、勤務の調整をし、特定の者だけに負担をかけすぎないように配慮する。

なお、児童・生徒が保護者の同席を希望した場合や、保護者が児童・生徒への聴取りの同席を希望した場合は、支障がない限りは同席できる。保護者が同席を希望するが、児童・生徒が保護者には知られたくないという意向を示している場合には、児童・生徒の心情を大切に保護者には同席を控えてもらう方向で進める。そのときも、保護者に児童・生徒の意向をそのまま伝えるのではなく、学校として事実確認を客観的・中立的に行う必要があることを理解してもらい、丁寧な説明に努める。

(イ) 児童・生徒のプライバシーへの配慮や聴取りの際の物理的な配慮

聴取りは児童・生徒が安心して話せる場所にて行う。学校以外の場所が望ましい場合は、所管の教育委員会に場所の確保を依頼する。

聴取りを行う者は、児童・生徒に圧力をかけないようにするため、向かい合うのではなく、斜めに並んで話を聞き、立会（記録）者は児童・生徒の視界に入らないようにする。また、児童・生徒に了解を得て録音する。



(ウ) 聴取りの進め方

聴取りを行う者は、最初に、本当にあったことを話すことが大切であることを伝え、知らないことは知らないと言ってよいことを伝える。

【聴取りの導入の例】

- 聴取者 : 本当にあったことを話すことが大切なことを確かめておこう。
私は今座っています。これは本当ですか。本当ではありませんか。
- 児童・生徒 (Aさん) : 本当です。
- 聴取者 : 本当ですね。では、私は帽子をかぶっています。これは本当ですか。本当ではありませんか。
- 児童・生徒 : 本当ではありません。
- 聴取者 : 本当ではありませんね。Aさんは本当のことを話すことが大切であることがわかりましたね。今日は本当のことだけを話すことがとても大切です。私の質問の答えを知らなかったら、知らないと答えてください。私が飼っている犬の名前は何ですか？と聞いたらAさんは何と答えますか。
- 児童・生徒 : 知らないです。(もしくは適当な答え)
- 聴取者 : Aさんは私の飼っている犬のことを知らないですね。
答えを知らないときは、知らないと答えてよいのですよ。

「誰に何をされたか」を聴き取り、「あなたは悪くない」「あなたに落ち度も責任もない」と明確に伝える。

聴取りを行う者は、児童・生徒が自発的に被害を話し始めたら、話を遮らず、丁寧に聴き取る。1回の聴取りは年齢×5分を上限の目安とし、聴取りが30分を超える場合は、適宜休憩をはさむ。

児童・生徒が話す以上のことを聴き出そうとせず、児童・生徒の使った表現や言葉をそのまま記録に残す。詳細については無理に聞き過ぎず、「性的な被害を受けた」ことが聴き取れば、所轄警察署に通報する。

(エ) 聴取りの終わり方

児童・生徒が話し終わってから、一度休憩をはさみ、学校管理職、聴取りを行う者で補足の質問を行う必要があるか相談する。休憩の際に児童・生徒が一人が残ることが不安である場合は立会（記録）者が部屋に残る。

質問の最後に、家族や、他の教職員等、関係機関とどこまで情報を共有してよいか、本人に確認をとる。

児童・生徒が安全に帰れるように、日常会話や深呼吸、軽く身体を動かす等の方法でクールダウンさせ、「話してくれてありがとう」と伝える。

エ 児童生徒性暴力等をしたことが疑われる教職員等への聴取り

学校管理職は、児童生徒性暴力等をしたことが疑われる教職員等から聴取りを行う。聴取りは複数名で行い、児童生徒性暴力等の事実の有無を確認する。（※4）

その際、上記アからウまでにおいて得られた情報を最初からすべて開示しない。当該教職員等が事実を否定した場合に、矛盾する事実がある場合に初めて示し、見解を述べさせ、客観的に記録する。

児童生徒性暴力等をする教職員等の中には、自分に都合のよいように状況を解釈し、一見論理的に聞こえる言い訳を行う者もいるが、そのような思考の誤りに流されることなく、誤りを指摘する必要がある。（20頁参照）

最終的に児童生徒性暴力等に関する事実が認められなかったときも、当該教職員等には、証拠隠滅や報復のために被害を訴えた児童・生徒への働きかけを行った場合は処分の対象となることを、一般論として説明しておく。

※4 匿名による相談の事実確認

匿名による相談により被害の訴えがあった場合は、児童・生徒からの聴取りができないため、事実確認が非常に困難になる。

この場合の事実確認は1（4）のア及びイによる情報収集により被害を受けたとされる児童・生徒を特定し、保護することから始める。

例えば、1（4）のイの第三者供述については、被害を受けたとされる児童・生徒の所属する集団（クラス・学年・部活動等）が特定できている場合は、集団単位で養護教諭やスクールカウンセラー等が生活相談を行い、悩みや話したいことがないかを聴き取り、被害の訴えがないか確認する。被害を受けたとされる児童・生徒の所属する集団（クラス・学年・部活動等）が特定できない場合は、全校朝会などで悩みや話したいことがある児童・生徒はいつでも相談しに来てよいことを伝え、相談を促す。

これにより被害を受けたとされる児童・生徒が特定できた場合は、児童・生徒からの聴取りによる事実確認を行うことができるが、匿名で相談していることに鑑み、聴取りの際のプライバシーの配慮や保護者への報告は、より慎重に行う。

最終的に被害を受けたとされる児童・生徒が特定できなかった場合でも、児童生徒性暴力等を行ったことが疑われる教職員等に対しては聴取りを行う。仮に児童生徒性暴力等の事実が確認できなくても、当該教職員等には、証拠隠滅や報復のために児童・生徒への働きかけを行った場合は処分の対象となることを、一般論として説明しておく。また、特定の教職員等のみ聴取りを行うと、その者が真に児童生徒性暴力等をした教職員等であった場合には、特定できなかった児童・生徒に対する加害が拡大するおそれがある。被害を受けたとされる児童・生徒が名乗り出ず、事態がより深刻化するおそれがあるため、聴取りや一般論の説明の対象となる教職員等の範囲を広げ、牽制することも検討する。

また、匿名による通報や相談は、事実とは異なる場合もある。しかし、学校管理職は、児童・生徒の安全を守ることを第一に考え対応にあたるべきである。そのため、通報や相談に基づき、当該教職員等に対して中立的に事実の確認を行うほか、通報や相談が寄せられた背景を把握するために、当該教職員が学級経営や生徒指導等で悩みを抱えていないか等を聴き取る。

類型 (※5)	関係パワー濫用型（教職員等は誰もが陥る可能性がある）		性嗜虐型（参考）	
	てなずけ型	救済者願望型	性暴力型	盗撮型
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者を加害者の欲求に従うように心理的に上手にコントロールする。 ○生徒の特別扱いや疑似恋愛を刺激し、被害者も同意しているかのように事を運ぶ。 ○周囲からの評価が高く、自信家 ○自己中心的 ○児童生徒性暴力等を行うことにためらいはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定の生徒に過剰に同情し、救済者になろうとする。 ○生徒からの相談を受け、「自分だけが分かってあげられる」とのめり込む。 ○真面目、熱心。経験が浅い。 ○自己肯定感が低い。 ○被害者に過去の性被害や家庭の事情、障害等の困難がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○一方的に自己の欲求を押し付ける。 ○欲求をコントロールできないことを悩んでいる場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者の体には触れない。 ○うまく撮れるよう工夫するなど、自分の世界に「凝る」タイプ。
児童生徒性暴力等を行う者が陥る思考の誤りパターン	<ul style="list-style-type: none"> ○被害児童・生徒を励ます、喜ばせるためであった。 ○被害児童・生徒が好意を寄せていたから応じた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○助けを求めた相手を何とかしてあげたい。 ○自分が責任を持たなければならない。 ○誘いを断ったらどんな行動に出るか分からない。 ○プライベート悩みだから他の教職員等には相談できない。 ○周囲にわかってもらえないのが悔しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の性的欲求が強い。 ○無意識だった。 ○軽率な気持ち。 ○何度も「合意だよ」と確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○魔がさした。 ○自分でもわからない。 ○触ってはいない。 ○相手は気づかれなければ傷つかない。
児童生徒性暴力等を行う者に対する思考の誤りの指摘	<ul style="list-style-type: none"> ○励ますことにスキンシップや性行為は不要ではないか。 ○本当に相手のことを思うのであれば、ケアや指導を行うべきではないか。 ○好意をもたれていても性的な行為をしてよいわけではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○助けるためにどんなことをしてもよいわけではない。 ○抱え込んだまま流され、自分の立場を見失っているだけではないか。 ○周囲の注意・忠告に反しても「仕方がない」と考えているだけではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○勝手に仕方ないことと解釈している。 ○その場しのぎの言い訳である。 ○大したことないというのは自分だけの考えであり、児童・生徒にとってはそうではない。 ○ばれなければ何をやってもよいと考えている。 	

※5 藤岡淳子 大阪大学大学院名誉教授、一般社団法人「もふもふネット」代表理事）「児童生徒性暴力等の特徴について」参照。

文部科学省チャンネル 2022年6月3日公開 <https://www.youtube.com/watch?v=Nb2J4KzYuUg>

(5) 児童・生徒の保護・初期支援

ア 児童・生徒の保護

学校管理職は、教職員等による児童生徒性暴力等を受けた児童・生徒を、当該教職員等から保護するために必要な措置を講ずる。

児童・生徒が、当該教職員等がいることを原因として学校に通えなくなることはあってはならない。よって、学校管理職は、児童生徒性暴力等の事実が確認できた場合は、以下の対応策により、児童・生徒と当該教職員等の接触を遮断する等により保護し、学習の機会を確保する。これらの対応は、(6)の事実確認結果を教育委員会に報告するよりも前に行うことができる。(法第18条第6項)

(ア) 当該教職員等が逮捕等により司法機関に身体拘束されている場合

学校管理職は、当該教職員等が学校からは隔離されるものの、釈放された場合等の対応ができるよう、教育委員会と相談して学校以外の場所での研修や自宅勤務等の勤務を検討する。また、起訴された場合は、教育委員会に報告し、速やかに刑事休職の手続を行うことを検討する。

(イ) 当該教職員等が逮捕されても在宅事件として身体拘束されていない場合や刑事事件とはならない場合等

学校管理職は、当該教職員等と被害児童・生徒と接することのないよう、教育委員会と相談して学校以外の場所での研修や自宅勤務等を検討する。また、起訴された場合は、教育委員会に報告し、速やかに刑事休職の手続を行うことを検討する。

ただし、被害児童・生徒が、当該教職員等が学校にいても支障なく通学できる場合は、学校管理職は、被害児童・生徒を保護するための方法を検討し、保護者や被害児童・生徒等に対して説明の上、理解を得られれば、学校において勤務させることも考えられる。その際は以下のような配慮が必要となる。

(例)

- ・ 当該教職員等を担任や教科担当から外した上で、児童・生徒の物理的・時間的動線を分ける等して接触の機会を極力なくす。
- ・ やむを得ず行事等で接触せざるを得ない場合でも他の教職員等が必ず同席する。
- ・ 保護者や被害児童・生徒等に当該教職員等への指導内容を説明し、その後も指導が守られない際の通報窓口を案内する。

イ 被害児童・生徒への初期支援

被害児童・生徒への支援は、児童・生徒からの相談や発見した兆候を過小評価することなく、疑いの段階から事案に沿った適切な介入を学校全体で行う。児童・生徒が成長の過程で過去の経験が児童生徒性暴力等であったと認識することも多く、相談の時点で既に深刻な被害に至っているおそれもある。また、卒業後にトラウマ反応や心的外傷後ストレス障害（以下「PTSD」という。）を発症する可能性もあり、継続的な支援が必要となることから、初期の段階から学校外の関係機関のサポートを得ることが望ましい。

被害児童・生徒への対応は、心理的外傷の深刻化を防ぎながら、エンパワメントをしていくことが基盤となる。学校においても学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、被害を受けた児童・生徒やその保護者等に適切に対応し、落ち着いて教育を受けられる環境の確保や学習支援を行う。

(ア) ワンストップ支援センターの活用

被害児童・生徒の心理的負担を軽減する上で、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの協力を得ることは非常に有効である。

「東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（SARC 東京）」は 24 時間 365 日電話が可能であり、学校管理職は、事案によっては初期の段階から児童・生徒への支援の相談をする。

https://sarc-tokyo.org/children_men_lgbtq/

(イ) 学校における初期の支援対応

被害児童・生徒はトラウマ反応等の心身に深刻な影響を受けるほか、PTSD 等の精神疾患を患うと、長期にわたって学校生活に影響を及ぼすため、初期の適切な対応が求められる。対応は多岐にわたるため、管理職だけでなく学校全体で組織的に対応するほか、場合によっては外部の機関と連携する等、チームで対応することが重要である。

① 落ち着いて教育を受けられる環境の確保

被害児童・生徒に対し、まず初めに行う支援は、落ち着いて教育を受けられる環境を確保することである。上記（5）の アで行う当該教員からの保護により被害を終わらせ、再被害に遭わないようにすることはもちろんのこと、被害児童・生徒や保護者のニーズを把握し、被害の影響で学校生活を過ごす上で困難となる要因に配慮する。

具体的には、「学校内で行けなくなった場所があるか」「どのような状況（背後に人がいる、密室で二人になる、一人で登下校するなど）で精神的に不安定にな

るか（パニックやフラッシュバック）」等、児童・生徒が児童生徒性暴力等を思い出す要因（場所・人・状況・時刻等）や困っているきっかけを聴き、可能な範囲で環境を整える。また、被害児童・生徒や情報共有をしている教職員等が、第三者から被害に関する質問を受けた際の答え方を相談して事前に決めておくなど、周囲からの無理解や配慮ない対応による二次被害から被害児童・生徒を守る（「2留意点（3）SNS等によるトラブルの予防」参照）。この「周囲からの無理解」を防ぐためには、後述のトラウマ反応に関する理解や被害児童・生徒の自律性を意識した支援が不可欠である。

② トラウマ反応に関する理解（トラウマインフォームドケア）

被害児童・生徒は、腹痛、頭痛、不眠、食欲不振等の身体反応や出来事の記憶の想起、集中力の低下、落ち着きがなくなる等のトラウマ反応により学校生活を送ることが困難になる場合がある。その結果、認知機能の変化や判断力の低下を招き、学業等に悪影響が及ぶ場合もある。また、身体反応やトラウマ反応は、被害児童・生徒だけでなく保護者、教職員、他の児童・生徒にも生じうる。そのため、事案に関わっている全員が「自分に起きていることは被害の後に生じる自然な反応である」と理解し、早期に適切に対処していくこと（トラウマ反応の心理教育）が重要である。

具体的には、スクールカウンセラーや心理士からの助言を受け、校内で共有することが考えられる。被害児童・生徒が自身の症状について、周囲の理解があるとわかれば、安心して信頼できる大人に相談でき、ひいては学校全体の安心感を取り戻すことにもつながる。

③ 被害児童・生徒の自律性を意識した支援

被害児童・生徒は、「自分はどうすることも出来なかった」という無力感や「自分が悪いからこうなった」という罪悪感を持つことがある。実際にトラウマ反応や様々な心身の症状から、今まで当然に出来ていたことが困難になり、消極的、悲観的になりやすく、自己肯定感や自己効力感が低くなるおそれもある。そのため、被害児童・生徒ができることを少しずつ広げていき、本人が自分で決めることができるよう促し、支える。

具体的には、学校生活を送る上で被害児童・生徒に不都合や課題が生じた際に、世間体や常識にとらわれず、よりよい対処を一緒に考えようとする姿勢が重要となる。まずは被害児童・生徒が答えやすい質問（学校を休むかどうか、教室の中で座る場所、休み時間の過ごし方など）をし、本人の意思を尊重して一緒に考えていく。また、被害児童・生徒に行動する力があるときは、「興味関心を抱いてい

たこと」や「周囲から認められていたこと」から行動を活性化させ、少しずつ活力と自信を取り戻すことができるように支えていく。

④ 保護者への対応方針及び対応経過の説明

被害児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにするための支援の方策について、保護者に説明したり意見を聴取したりして、理解を得る。また、学校における対応の状況の報告や家庭での状況把握のため、必ず定期的に連絡し、被害児童・生徒の心身の回復に向けて必要なことや保護者が望んでいることを把握する。

(6) 事実確認結果の報告等

学校管理職は、事実確認の結果を所管の教育委員会と保護者に報告する。また、事実確認の結果、犯罪に該当する事実が明らかになったときは、所轄警察署に通報し、当該警察署と連携してこれに対処しなければならない。

2 留意点

法や指針で定められた学校管理職の役割は以上のとおり多岐にわたるが、これらに加え、以下の各種対応も発生する。学校管理職は、児童生徒性暴力等が発生した際の対応を自身のみで全て完結しようとしてはならない。校内の危機管理対応のためにリーダーシップを発揮しつつも、自身や他の教職員等も精神的に傷ついていることを認識し、所管の教育委員会に必要な支援を求める。

(1) 保護者への対応

保護者も児童生徒性暴力等の間接的な被害者であるため、支援の対象者である。場合によっては、教育委員会と相談の上、専門家によるケアを検討する。

事案発覚時の被害を受けたとされる児童・生徒の保護者への説明に際しては、保護者は学校管理職や教育委員会に対して怒りの感情を有することがある。このような反応は、当然のことであると理解し、保護者の話を聴き、ニーズを把握して誠意のある対応をする。

丁寧に保護者の話を聞き、気持ちに寄り添うことが必要だが、保護者の全ての要望に対応することが現実的に不可能である場合がある。できない約束をすることは無責任であり、かえって保護者の怒りを強めるため、対応できることは対応し、対応できないことは理由を伝えるなど、合理的な限界を設定して対応する必要がある。

(2) 校内児童・生徒や周囲の教職員等への説明

学校の管理職は、教職員等が逮捕・処分されるなど、児童生徒性暴力等が明るみに出た場合は、被害児童・生徒の保護者の同意を得て、直ちに、被害児童・生徒は悪くないということを全校児童・生徒に対して伝える。

ただし、たとえ逮捕されても、当該教職員等が児童生徒性暴力等の事実を否認している場合、刑事裁判上は推定無罪の状態にあるため、学校の危機管理として、「加害者」と断定するような表現は控える。

児童・生徒から信頼されていた教職員等が逮捕・免職されたり、辞職したりするケースでは、校内が混乱することが想定されるが、学校の管理職は一貫して、被害児童・生徒は悪くなく、児童生徒性暴力等は許されないことであるという姿勢を崩さない。

(3) SNS 等によるトラブルの予防

学校全体の児童・生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりする場合には、学校管理職は、マスコミ等への対応も含め、被害児童生徒等を守りつつ、予断のない一貫した情報発信にも留意する必要がある。

被害を受けたとされる児童・生徒のプライバシー保護を徹底するとともに児童・生徒や保護者の間で「うわさ」が広がらないように配慮する。

特に、児童・生徒が学校で起こった事故を SNS 等に投稿することについては、児童・生徒向けの注意喚起も必要である。注意喚起に当たっては、校内で起きている事実を隠蔽しているとの誤解を招かぬよう、校内で起きた出来事については、憶測をせずに、学校管理職からの説明を待ってほしい旨を伝えるとともに、善意での投稿であっても予期せぬ結果をもたらすことがあることを丁寧に指導する。

III 教育委員会編

本編の構成

1 教育委員会の役割

- (1) 専門家の協力を得た調査
- (2) 過去の児童生徒性暴力等の相談に関する調査の調整
- (3) 告発義務の確実な履行
- (4) 児童相談所との調整

2 東京都教育委員会の役割

- (1) 専門家との調整
- (2) 寄せられた相談の調整

1 教育委員会の役割

(東京都教育委員会にあっては学校経営支援センターの役割)

教育委員会は、その所管する学校における教職員等による児童生徒性暴力等の防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

教育委員会は、初動対応が迅速かつ適切にできるよう、平時から「性暴力被害対応チーム」などの体制を整備しておく等により、学校の対応を支援する。

(1) 専門家の協力を得た調査

教育委員会は、所管の学校管理職から、自校の児童・生徒が教育職員等による児童生徒性暴力等の事実を把握したことの報告を受けたときは、医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、学校とともに調査を行う。

教育委員会は、調査において児童・生徒に聴取りを行う場合は、聴取り内容が重ならないように学校の管理職と事前に段取りを整えておく必要がある。

教育委員会が行う調査の目的は、「客観的な事実の確認」のほか、「被害児童・生徒の尊厳の保持」、「再発防止」であり、単なる事実確認にとどまらない。

なお、医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識を有する者として、指針では医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、警察官経験者、学識経験者等が挙げられている。

(2) 過去の児童生徒性暴力等の相談に関する調査の調整

一般的に、児童生徒性暴力等の被害申告は、被害から時間が経ってから行われることが多い。児童・生徒から既に異動した教職員等からの被害相談や、児童・生徒の卒

業後に被害申告があった場合は、当該教職員等の現任校の服務監督権者と情報共有を進める。

当該教職員等に対する聴取りは、現任校の学校管理職が行うことになるが、教育委員会は、証拠や被害を受けたとされる児童・生徒（成人している場合もある）からの聴取り結果のほか、当時の所属長に対する聴取り結果を現任校の校長に共有できるよう調整を行う。

（３）告発義務の確実な履行

ア 教育委員会における告発

教育委員会は、本来告発すべき犯罪が告発されないということが生じないよう警察機関等と連携して対応するほか、弁護士に相談する等、告発に向けた準備を行う。

教育委員会は、学校管理職を通じて所轄警察署と情報共有を進め、いかなる事実を把握すべきかを確認する等、当該事案が犯罪に該当するかを適切に判断し、犯罪に該当する場合には告発する。告発は保護者が被害届を出していない場合や、児童・生徒が処罰感情を有していない場合においても行う。保護者の被害届の提出の有無と告発は無関係であるため、犯罪の疑いがあるときは、告発義務を履行する必要がある。

イ 被害届の提出と法に定める告発の関係

教育委員会は、所管の学校から児童生徒性暴力等の発生の報告を受け、犯罪の疑いがあるときは、保護者が所轄警察署に被害届を提出するか確認するよう、学校に伝える。保護者が直ちに被害届を提出しないときは、学校を通じ、被害届を提出しない理由や、被害を受けたとされる児童・生徒の意向を把握しておく。

被害届の提出と告発は直接の関係はないが、被害者が未成年であり、保護者名義の被害届がある場合は、警察の捜査が円滑に進むことがある。特に、確認された児童生徒性暴力等が犯罪であるが、保護者が被害届の提出に消極的な意向を有している状況であれば、所轄警察署と連携したり、弁護士に相談したりして、保護者へ被害届の提出を促すことも検討する。

（４）児童相談所との調整

教育委員会は、児童相談所から、所管の学校に勤務する教職員等に関する相談が寄せられた際には、相談内容を引き継ぐとともに、内容に応じて、学校独自で事実確認をするのか、教育委員会と学校と合同で調査を行うのかを判断し対応にあたる。

ただし、児童生徒性暴力等の背景に児童・生徒の家庭環境の課題があり、児童相談所が関与すべき児童であった場合は、必要に応じて、教育委員会は、学校・児童相談所と連携して対応する。

2 東京都教育委員会の役割

東京都教育委員会は、学校の設置者としての役割のほか、法や指針における都道府県教育委員会として各区市町村教育委員会を支援する役割がある。

(1) 専門家との調整

東京都教育委員会は、法第 19 条第 3 項に基づき、調査が適切に行われるよう、同項の専門的な知識を有する者に関する情報の提供その他の必要な助言をすることができる。

東京都教育委員会は、上記 1 (1) の調査が適切に行われるよう、区市町村教育委員会からの依頼があった場合は、区市町村教育委員会が専門的な知識を有する者から助言を得ることができるよう、専門家の派遣を行う。

(2) 寄せられた相談の調整

東京都教育委員会は、「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」等、児童・生徒や保護者等から教職員等による児童生徒性暴力等に関する相談を受ける者から寄せられた相談のうち、各区市町村立学校の教職員等に関するものは、管轄の区市町村教育委員会に引き継ぐ。

IV 参考資料及び出典

【参考文献】

- 小西聖子編「犯罪被害者のメンタルヘルス」誠信書房. 2008
- 齋藤梓・大竹裕子編「性暴力被害の実際―被害はどのように起き,どう回復するのか」金剛出版. 2020
- 田中嘉寿子著「性犯罪・児童虐待捜査ハンドブック」立花書房. 2014
- 野坂祐子・菊池美奈子編「保健室から始めるトラウマインフォームドケア」東山書房. 2022
- 藤森和美・野坂祐子編「子どもへの性暴力 その理解と支援」誠信書房. 2013
- 藤岡淳子編「司法・犯罪心理学」有斐閣. 2020
- 藤岡淳子編「関係性における暴力―その理解と回復への手立て」岩崎学術出版. 2008
- 藤岡淳子「性暴力の理解と治療教育」誠信書房. 2006
- レイチェル・ブライアン(中井はるの訳)「子どもを守る言葉『同意』って何？」集英社. 2022
- エマ・ブラウン(山岡希美訳)「男子という闇 少年をいかに性暴力から守るか」明石書店. 2021
- ティモシー・カーン(藤岡淳子監訳)：「回復への道のり―ロードマップ」誠信書房. 2009

【参考動画】(令和5年3月現在)

- 仲真紀子 立命館大学教授、北海道大学名誉教授「事実調査のための面接―司法面接を参考に―」
<https://www.youtube.com/watch?v=TYZ9u05ux2M>
- 藤岡淳子 大阪大学大学院名誉教授、一般社団法人「もふもふネット」代表理事)
「児童生徒性暴力等の特徴について」
<https://www.youtube.com/watch?v=Nb2J4KzYuUg>

【参考サイト】(令和5年3月現在)

- 厚生労働省「緊急避妊に係る取組について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186912_00002.html
- 田口奈緒(執筆者代表)「学校で性暴力被害が起こったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」
https://onestop-hyogo.com/wp-content/uploads/2022/11/tebiki_web.pdf

- 千葉県教育委員会・子どもへの性暴力防止対策検討会「子どもへの性暴力防止対策について－提言－」令和3年6月
<https://www.city.chiba.jp/kyoiku/kyoikusomu/kyoikushokuin/documents/seibouryokuteigen.pdf>
- 長野県教育委員会・わいせつ行為根絶検討委員会「自校の児童・生徒へのわいせつな行為に係る検証報告書」令和元年（2019年）10月.
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/documents/kenshouhoukokusho.pdf>
- 長野県教育委員会「非違行為の個別事案（性的な言動）に対する検証結果報告書」令和3年（2021年）12月.
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/documents/kenshoukekkahoukokusho.pdf>
- 文部科学省「生命（いのち）の安全教育」
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html
- 文部科学省「生徒指導提要（12.3.2 性的被害者への対応）（12.3.3 性的被害者の心身のケア）」令和4年12月
https://www.mext.go.jp/content/20221206-mxt_jidou02-000024699-001.pdf
- 柳澤 正義（研究代表者）「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」（厚生労働科学研究費補助金 行政政策研究分野 政策科学総合研究（政策科学推進研究））平成22（2010）年度
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/17620>

V 資料

以下のリンクは令和5年3月現在アクセス可能なものである。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

https://www.mext.go.jp/content/20210702-mxt_kyoikujinzai01-100000009_5.pdf

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針

https://www.mext.go.jp/content/20220323-mxt_kyoikujinzai01-000011979_02.pdf

【参考】教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行を受けた取組

1 法における定義（第2条）

児童生徒等：学校に在籍する幼児、児童又は生徒・十八歳未満の者

教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員

児童生徒性暴力等：①児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること

②児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること

③児童ポルノ法違反 ④痴漢行為又は盗撮行為 ⑤児童生徒等に対する悪質なセクハラ

※ 刑事罰とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。

2 児童生徒性暴力等に対する措置（第18条）

- 犯罪と認める事実や疑いがある場合

→事案に応じて、所轄警察署に直ちに相談や通報し連携して対応する。（特に、「相談」はためらってはいけない。）

- 精神的負担等を懸念する被害者やその保護者等からの意向により告発をしなかったり、また、告発する必要があることを認識していなかったり、十分に検討することもなく犯罪に当たらないと判断したりしたことなどにより、告発が適正に行われないことはあってはならない。

第十八条

教育職員等…は、児童生徒等から教育職員等による児童生徒性暴力等に係る相談を受けた場合等において、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童生徒等が在籍する学校又は当該学校の設置者への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 教育職員等…は、前項に規定する場合において犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに、所轄警察署に通報するものとする。

3 教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者（公務員に限る。）は、第一項に規定する場合において犯罪があると思われるときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の定めるところにより告発をしなければならない。

3 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のための措置（第17条）

第三者相談窓口の設置

- 体制：弁護士に委嘱（男女1名ずつ）
- 手段：専用ダイヤル、専用メールアドレス
- 受付日時：月、火、木曜日の午後3時から6時まで
土曜日の午前9時から正午まで
- 相談内容：児童・生徒、保護者、教職員等からの性暴力被害の相談受付 ※
※ 匿名による相談も可能
※ 緊急の場合には、警察等の関係機関と相談内容を共有

児童生徒向け調査

- 手段：調査票を児童生徒に一斉配付し、通年受付
- 内容：性暴力・セクハラのお悩みがあれば提出を促す
児童生徒への啓発（第14条）の要素を取り込む
- 提出先：第三者相談窓口（学校を介さない）

教職員向け調査

- 手段：セルフチェックシートによる服務事故防止研修
- 内容：事故につながる予兆がないか自覚を促す設問
教職員への啓発（第13条）の要素を取り込む
- 提出先：校長に提出し、学校で保管

第十七条

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校における教育職員等による児童生徒性暴力等を早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒等及び教育職員等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等に関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備等に必要な措置を講ずるものとする。

4 専門家の協力を得て行う調査（第19条）

専門家の活用

【役割】：法律・医療・福祉・心理の専門家を性暴力事案の調査等に活用

- (1) 専門家を学校等に派遣し調査に協力する体制の整備
- ・児童生徒に配慮した調査及び聞き取りについて助言
 - ・児童生徒へのメンタルフォローについて学校に助言
- (2) 医療・心理・福祉・法律の専門家による助言
- ・通報、相談事案に関する助言
 - ・区市町村立の性暴力事案調査も支援

第十九条

学校の設置者は、前条第四項の規定による報告を受けたときは、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

5 特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例（第22条）

懲戒免職等に伴い免許状が失効・取上げとなった場合、3年間、再取得申請は不可（教育職員免許法第5条）さらに、**懲戒免職等の理由が児童生徒性暴力等**である場合は、免許状の再授与の際、都道府県教育委員会は、**都道府県教育職員免許状再授与審査会**（第23条）の意見を聞き、**適当であると認められる場合に限り再授与可能**

○再授与を行うためには、少なくとも**児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要**（指針）

再授与審査会

審査の公平・公正性を確保するため、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等）で構成し、事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者や教育委員会の職員は、委員としては参画しない。

再授与が適当であるとの結論を得るに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則、出席委員の全会一致をもって行う。

第二十二條

特定免許状失効者等（教育職員免許法第五条第一項各号のいずれかに該当する者を除く。）については、その免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる。

☆附則第二条(抄)・・・第二十二條の規定は、**法施行日以後に児童生徒性暴力等を行ったことにより、特定免許状失効者等となった者に係る免許状の再授与について適用**

6 データベースの整備等（第15条）

児童生徒性暴力等による懲戒免職等に伴い免許状が失効・取上げとなった者について、**国がデータベースを整備**

- データベースへの記録は都道府県教育委員会が行う。
- 任命権者等は、**教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときは、国のデータベースを活用**（第7条）
- 該当者であると判明した場合、その情報を端緒として、採用面接等を通じ経歴等のより詳細な確認を行うなど、**法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある**（指針）。

第十五條

国は、特定免許状失効者等の氏名及び特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの事由、その免許状の失効又は取上げの原因となった事実等に関する情報に係るデータベースの整備その他の特定免許状失効者等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとする。